第

497

묵



994年1月6日制制・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

1月11日 (1996年) 平成8年

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

発行所

株式会社 FPシミュレーション

△解雇予告手当の取り扱い

○ : 当社では、リストラの一環として従業 員の一部を解雇する予定です。この場合に支 う解雇予告手当の取り扱いを教えてください。

A:労働基準法では「会社が従業員を解雇 しようとするときは、30日前に予告するか 平均賃金の30日分の予告手当を支払わなけ ればならない」とされています。これにより 支払われるのが解雇予告手当です。

一方、税務上退職金とは、退職金規定等に 基づいて支給されるものかどうかを問わず、 退職を原因として一時に支払われる一切の給 与をいいます。したがって、各種年金法に基 づいて支払われる退職一時金なども、退職金 として取り扱われます。

さて、解雇ですが、解雇も退職の一形態に なります。したがって、解雇を起因として一 時に支払われる解雇予告手当は退職金として 取り扱うことになります。

また、解雇をしようとしたところ、解雇を 不当として争いになり、その後、和解になり 一時金を支払うことで解決がついた場合のそ の一時金も、解雇という退職の一形態に基づ いて支払われることになってしますので、こ れも解雇予告手当と同様に退職金として取り 扱われます。

